

## 確定申告は お早めに！

☎武蔵野税務署☎53-1311

税の種類によって、提出期間や納付の期限が異なります。特に3月は受付窓口が大変混雑するため、早めにご提出ください。

税の種類	提出期間	納付期限
所得税および復興特別所得税	2月16日(月)～3月16日(月)	3月16日(月)
贈与税	2月2日(月)～3月16日(月)	
個人事業者の消費税および地方消費税	3月31日(火)まで	3月31日(火)

### ◆申告書の作成に当たっては

◇国税庁ホームページで確定申告書などを作成できます

同庁ホームページ [HP](http://www.nta.go.jp/) <http://www.nta.go.jp/>の「確定申告書等作成コーナー」で、所得税などの申告書を作成し「e-Tax(国税電子申告・納税システム)」を利用して提出できるほか、印刷して税務署に提出もできます。

※e-Taxの利用には、電子証明書の取得やICカードリーダーライターの購入などが必要です。

◇武蔵野税務署で申告書作成会場を開設します

☎2月10日(火)～3月16日(月)の平日午前9時～午後5時(8時30分から受付)

※2月22日・3月1日の日曜日は、確定申告書の作成アドバイスと受付を行います(電話による相談、国税の領収および納税証明書の発行は行いません)。

☎武蔵野税務署(武蔵野市吉祥寺本町3-27-1)

※駐車場は利用できないため、自家用車での来署はご遠慮ください。

### ◆国税の納付には簡単・便利な電子納税または振替納税をご利用ください

電子納税や振替納税を利用するには、事前の手続きが必要です。くわしくは同庁ホームページをご覧ください。

## 【社会保障・税番号制度】 マイナンバーを安全に活用するため 「特定個人情報保護評価」を実施しています

### みなさんのご意見を募集中

☎番号制度推進本部事務局☎内線2192

平成25年5月31日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)」が公布され、日本国内に住居登録のある全ての方に個人番号(マイナンバー)を付番し、同一人であることを確認するための「社会保障・税番号制度」の導入が決まりました。マイナンバーは、公平・公正な社会の実現や行政手続の利便性の向上、行政の効率化を図るための社会基盤となる番号で、市では法律の定めに従い、今年10月からのマイナンバーの通知に向けた準備に取り組んでいます。

また、この制度では、特定個人情報(マイナンバーそのものおよびマイナンバーを含む個人情報)やこれらの情報を電子化した特定個人情報ファイルを安全に利用するための対策が十分であることを確認する「特定個人情報保護評価」の実施が、各自治体などに義務付けられており、業務内容や安全対策などを一覧化した評価書を作成し、国の特定個人情報保護委員会へ提出することとなっています。中でも、情報の取扱件数や取扱者数などが国の定める基準に該当する一部の評価書については、国への提出に先立ち市民のみなさんからの意見募集や「三鷹市個人情報保護委員会」による第三者点検の実施が必要であることから、現在、市では「住民基本台帳に関する事務」の特定個人情報保護評価書(案)についてのご意見を募集しています。

### 「住民基本台帳に関する事務」の 特定個人情報保護評価書(案)の概要

#### ◆基本情報

特定個人情報ファイルを取り扱う①事務の内容・対象者数・システムやネットワークの機能、②マイナンバーを利用する法律上の根拠、③国の設置するネットワークによる外部機関との情報連携の有無など

#### ◆特定個人情報ファイルの概要

①ファイルの種類・対象者の数と範囲・記録項目、②情報の入手元や提供先・方法・時期や頻度・目的・取扱者数、③外部委託の有無・委託内容・委託する対象者の数と範囲・取扱者数・提供方法・委託先名・再委託の有無、④情報の保管場所・保管期間・消去方法 など

#### ◆特定個人情報ファイルを取り扱う際のリスク対策

特定個人情報ファイルの取り扱いに当たり、発生する可能性のあるさまざまなリスク(下記参照)について分析し、厳格な情報管理の体制、アクセス制御などリスクを軽減させるために実施する措置について記載しています。

- 想定されるリスク ①目的外や不適切な方法による情報入手・提供、②不正確な情報の入手・提供、③情報漏えい・紛失・き損、④権限のない者や本来の事務以外での利用、不正な複製、関連付け(ひも付け)、⑤委託先での不正な入手・使用・提供・消去・再委託 など
- そのほかのリスク対策 自己点検、監査、職員教育・啓発

### ご意見の応募方法

2月16日(月)までに、住所・氏名・電話番号(団体の場合は、所在地・団体名・代表者の氏名・電話番号)を直接または郵送・ファクス・電子メールで「〒181-8555番号制度推進本部事務局」(市役所5階)・FAX 29-9866・✉bango@city.mitaka.tokyo.jpへ

※評価書(案)の全文は市ホームページからご覧になれるほか、同事務局、相談・情報センター(市役所2階)、市政窓口でも配布しています。

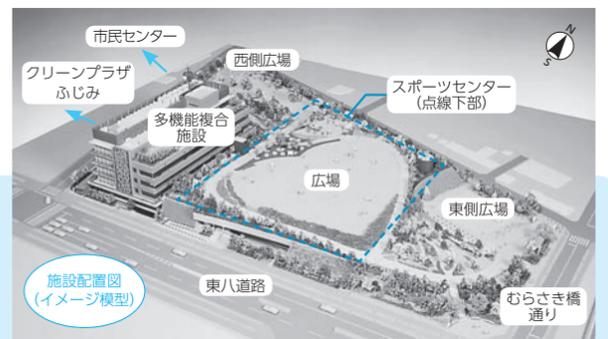
### 今後の取り組み

今回の評価書(案)に対して寄せられたご意見などは、取りまとめのうえ市ホームページなどで公表する予定です(意見を提出した方の住所・氏名は非公表)。その後、評価書(案)は三鷹市個人情報保護委員会による第三者点検を受けたうえで、国の特定個人情報保護委員会へ提出し市が公表します。



平成25年10月に着手した新施設の建設工事は、着々と進んでいます。今号では、スポーツセンターアリーナ部分の工事の進行状況を紹介いたします。

☎都市再生推進本部事務局☎内線2054

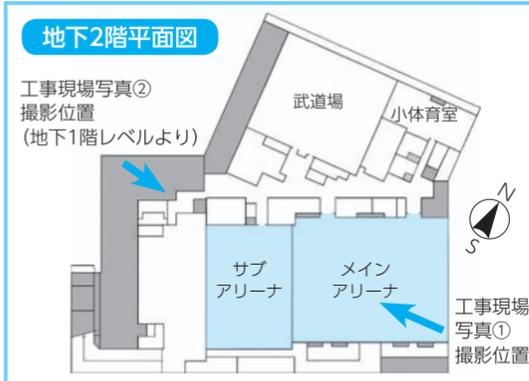


※スポーツセンターの範囲を示す点線はおおよそのものです。

**事業概要** 市民のみなさんの安全安心と市民サービスの向上を図るため、市役所東側の東京多摩青果(株)三鷹市場跡地(新川16丁目)を中心とした約2.0haに、防災公園として災害時の一時避難場所となる公園施設とその下部にスポーツセンターを整備するとともに、老朽化し耐震性に課題のある6つの公共施設などを集約化し、防災センター機能を加えた多機能複合施設を一体的に整備します。また、防災機能の向上のため、敷地北側の市道を拡幅し、周辺道路の無電柱化を実施します。事業の推進に当たっては、独立行政法人都市再生機構の防災公園街区整備事業として国庫補助金を活用するなど財政負担の軽減を図り、早急な整備を目指します。

スポーツセンターのメインアリーナは、公園中央の広場南東側の地下2階部分に整備します。工事現場写真①はメインアリーナを整備するエリアから上空を見上げた写真ですが、今後、工事車両が往来する上部中央の仮設通路を撤去し、完成イメージのようにアーチを架け、上部に公園整備のための盛り土をするため蓋(ふた)掛けをします。メインアリーナの西隣にはサブアリーナを整備します。アリーナをはじめ、サブアリーナの上部(地上1階部分)に整備する軽体操室、多目的体育室(相撲場)などの地下2階から地上1階の鉄骨はほぼ建ち上がっており、今後、細部の工事を進めていきます(工事現場写真②)。

これからも徹底した安全管理のもと、計画的に工事を進めていきます。



#### メインアリーナ概要

【面積】 約1,657㎡(高さ約10.5m)  
【競技空間】 バスケットボール2面  
バレーボール2面  
バドミントン8面 など

#### サブアリーナ概要

【面積】 約903㎡(高さ約7m)  
【競技空間】 バスケットボール1面  
バレーボール1面  
バドミントン3面 など



※新施設の施設名称はすべて仮称です。